

「緑も水辺も育む賞」感謝状 新たに制定しました。(案)

尼崎臨海部国道 43 号以南において、「森と水と人が共生する環境創造のまちづくり」をめざし、県では尼崎 21 世紀の森づくり構想を推進しています。

この度、同構想に賛同し、現在緑化及び美化活動に継続的に取り組んでいる企業・団体又は個人の貢献に対して感謝状を贈呈します。



<具体的な対象活動>

- ①構想区域内の緑化活動（緑化率の向上、積極的な植替え等）
 - ②道路及び運河沿いの緑地等公共空間の除草及びせん定（年 1 回程度等）
 - ③道路及び運河沿いの公共空間の清掃活動（月 1 回程度）
- どちらの活動も、継続して 3 年以上の取り組みが必要です。

<対象者>

取り組み実績及び状況を所定の申請書により提出いただきます。
なお、提出申請書の内容に対して審査がございます。

<贈呈者>

阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長



兵庫県阪神南県民センター 尼崎港管理事務所

尼崎 21 世紀の森づくり 工場緑化の枠組みと推進方策の方向性（概要版）

1. 尼崎 21 世紀の森構想区域における緑化関連の制度等

(1) 尼崎 21 世紀の森型工場緑化ガイドブック (H18 年度～)

- 趣旨：「尼崎 21 世紀の森型工場緑化」は、企業活動と緑豊かな景観づくりを両立させた、新しい地域貢献の取組。
- 手法：
 - ゆとりと潤いを実感できる沿道及び運河沿いの景観・環境づくり（セツバック緑化、見せる緑化等）
 - 企業のイメージを向上させる魅力的な景観・環境づくり（地域貢献のアピール等）
 - さまざまな工夫による緑豊かな景観・環境づくり（こまめな緑化、多様な緑化等）

【取組実績】（構想区域内）

- ① 尼崎 21 世紀の森沿道緑化事業
 - ・ H22～24 年度：セツバック緑化計 607m、3,082 m²。
 - ② 県民まちなみ緑化事業
 - ・ H18～28 年度：計 14 件、緑化面積計 5,471 m²
- 【課題】
- ・ 緑化の意義や制度に関する企業への周知
 - ・ 県民まちなみ緑化事業の活用促進

(2) 「尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（市準則条例）」の工場緑化等の推進基準 (H22 年 4 月 1 日施行、H23 年 2 月 9 日改正)

- 対象：敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等。
- 緑化基準（準則）：20%から 10%に緩和 + 「工場緑化等」として 10%相当を確保。
- 緑化基準における「工場緑化等」の方法は、景観・緑量を優遇してセツバック緑化や高木植栽を推奨している。
- さらに、建築物の緑化や駐車場緑化、太陽光パネル、敷地外緑地、緑化基金など多様な手法を用意。

【取組実績】（構想区域内）

- ・ 対象事業所数 43
 - ・ 対象敷地面積計約 249ha (2,485,497 m²)
 - ・ 工場立地法上の緑地面積計 262,691 m²（平均緑地面積率 10.6%）
 - ・ 市条例に基づく工場緑化等面積計 21,271 m² (H28 年度末現在)
- 【運用の実情】
- ・ 「セツバック緑化」や「高木植栽」が多い。
 - ・ 「敷地外緑化」や「緑化基金」は利用なし。
 - ・ 狭い敷地では建物や駐車場の緑化が重要に。

(3) その他、条例等による緑化制度

- ① 尼崎市の環境をまもる条例（工場緑化協定）
 - ・ 対象：敷地面積 10,000 m²以上の工場・事業所（準則条例事業所は適用除外）。
 - ・ 緑化率：敷地面積の 10%以上。
- ② 尼崎市住環境整備条例（準則条例事業所は適用除外、工業専用地域での開発事業は適用除外）
 - ・ 対象：500 m²以上の開発事業者
 - ・ 緑化基準：事業面積 3,000 m²未満=5%
事業面積 3,000 m²以上=10%
- ③ 兵庫県：環境の保全と創造に関する条例（工場立地法適用工場は適用除外）
 - ・ 対象：建築物の敷地で 1,000 m²以上のもの
 - ・ 緑化基準：新增改築=空地面積の 50%以上
既存建築物=空地面積の 20%以上

【取組実績】（構想区域内）

- ① 工場緑化協定
 - ・ H29 年 9 月現在：46 工場、緑地面積計 368,552 m²、平均緑地率 12.53%。
- ② 住環境整備条例に基づく緑化協定
 - ・ H18～29 年度：新規 23 件、変更 9 件、協定対象緑地面積計 4,133 m²。
- ③ 県条例に基づく届出
 - ・ H18～29 年度：建築物緑化面積計 7,463 m²、敷地緑化面積計 64,186 m²。

2. 社会経済状況や法制度等の変化

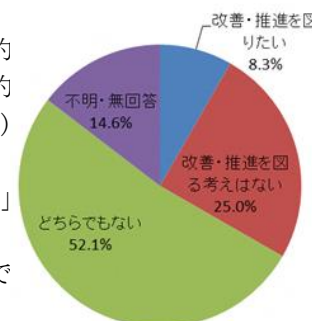
- 工場立地の動向
 - ・ 海外流出→国内回帰、
 - ・ 工専地域や内陸部の需要は高い、臨海部需要は横ばい？
- 工場立地法（緑化基準の緩和）
 - ・ 緑化基準については、当初は全国一律 20%だったが、1997 年改正で都道府県条例による「地域準則」が導入。
 - ・ 2012 年改正で市地域準則条例による緑化基準が導入。
 - ・ 企業誘致を目的とした緑化率引き下げ競争が激化。企業立地促進法との重複指定で緑化率 1%以上とする例も。
- 公共の緑の管理水準の低下
 - ・ 財政状況が厳しく管理費が逼迫→管理水準が低下している施設も。

4. 工場緑化をより推進していく視点

- ① 「尼崎 21 世紀の森型工場緑化」の理解の促進
 - ・ 企業活動と緑豊かな景観づくりの両立を目指す WIN-WIN の取組として理解を広める。
- ② 緑の質向上への重点化
 - ・ 民間の緑と公共の緑を総動員して、構想区域の緑の景観・環境の質向上を重点的に促進する。
- ③ 企業の緑化活動の促進・支援
 - ・ 企業が使いやすい緑化制度、企業の取組を支援する仕組みを充実する。
- ④ 緑を通じた連携・協働の促進
 - ・ 工場緑化にも企業を中心としつつ多様な主体が連携・参画できる仕組みを導入。

3. 構想区域内の企業の意識や意向

- H26 年度企業連携に関する検討会での意見
 - ・ 森構想自体が企業に浸透していない。関心も薄い。
 - ・ 義務感でなく主体的に参加するように。従業員やその家族に緑や運河を楽しんでもらうような取組が望ましい。
 - ・ 連携活動の中で、工場緑化の手法や制度、緩和措置等について説明や PR すればよい。
- H29 年度アンケート（構想区域内 224 社の 96 社(43%)回答）
 - ・ 森構想を「よく知っている、ある程度知っている」のは 40 社（約 42%）。
 - ・ 工場緑化の法令適用事業所が 20 社（約 21%）。適用外の 76 社のうち 14 社（約 18%）が緑化を実施。50 社（約 66%）は緑化していない。
 - ・ 今後、「緑化の改善・推進を図りたい」のが 8 社（約 8%）。敷地に余裕がないために緑化推進できない社が 33 社（約 45%）で最多。



5. 尼崎 21 世紀の森型工場緑化の推進方策の方向性

5-1. 【推進方策】質的向上に向けた取組・誘導の強化

- ・ みどり空間の質的向上に注力して取組や誘導を強化する

- ① 見えるみどり景観の増加促進（塀景観→緑景観に）
 - ・ 沿道緑化や運河沿い緑化をより強力に推進
- ② みどり景観推進区域を定めて取組を重点化
 - ・ 地域のイメージアップに効果的な場所や、逆に緑に乏しい区域等において、取組を重点化する（例：地域の主要アクセス道路、主要視点場、景観上効果の高い場所等）
- ③ 公共空間の緑の質の向上
 - ・ 公共空間の緑の管理水準を向上することで地域の緑の質を高める（例：公共空間の緑の整備・管理への企業参加等）
- ④ 関わりのある「みどり（水と緑）」の創出
 - ・ 「見る」みどり空間から、「近づける、関われる」みどり空間へと、意識や行動を高める（例：中央緑地を利用、イベントに参加、地域清掃に参加等）
- ⑤ 地域で育てている在来種の利用（緑の個性化）
 - ・ 企業の緑化相談等に際して在来種等を勧める等

5-2. 【実現手法】緑化推進手法の改善・充実

- ・ 企業目線でより使いやすく改善・充実する

- 計画上の位置づけ
 - ・ 森構想や、尼崎の森型工場緑化ガイドライン等への位置づけ
- 工場緑化基準の充実
 - ・ 推進方策に即して工場緑化基準を改定（例：推進区域での割増算定、敷地外緑地制度の公共空間への拡張等）
- 県民まちなみ緑化事業の柔軟運用
 - ・ 工場緑化の質的向上（高質化/見える化等）に要する費用に県民まちなみ緑化事業を充当
- みどりに関する企業の活動の促進
 - ・ 地域の緑の管理や地域清掃などへの従業員の参加など地域貢献活動の促進（アドプト制度等）
 - ・ 中央緑地の利用やイベントへの協力・参加の促進等
- 緑化に積極的な企業の顕彰
 - ・ 優れた取組の表彰とともに、地道に頑張る企業の顕彰（例：尼崎 21 世紀の森緑化賞の積極運用）